

環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針（案）に関する委員意見及びその対応

項目（該当箇所）	委員意見	対応
I 基本方針(案) 1 基本的な考え方について	異論なし	
2 改正内容について (1) 大気汚染の防止	(第1回合同部会時意見) 光化学スモッグ対策についても、協定に盛り込むべきではないか。	現協定において光化学スモッグの発生抑制を図ることを目的として、揮発性有機化合物の使用施設等における排出削減対策を盛り込んでおり、引き続き光化学スモッグ対策については取り組んでいきます。
PM2.5 について	<p>(第1回合同部会時意見)</p> <p>PM2.5 に関して県が行っている調査は、今後、濃度軽減対策を考えていくうえでも重要な調査であり進めていただきたい。</p> <p>そのうえで、明らかになった部分から公平性を保つような形で、企業などに対策を実施してもらえばいいと考えるので、今回の協定改定の中に、PM2.5 に関する項目を盛り込むことは、今後の県民の健康保護にとって役に立つ。</p> <p>「PM2.5 の発生源は工場・自動車・自然由来など多岐にわたるものの、従来の固定発生源・移動発生源における粒子状物質対策は有効とされている。」という記述が基本方針（案）に示されているが、船舶や航空機も発生源で、現場では環境に配慮しており、発生源の例示に加えるべきである。</p> <p>PM2.5 については、環境基準が設定されているにも関わらず達成率が低いことから何らかの対策を講じる必要があることは理解できるものの、自然由来も含め発生源が多岐にわたり、PM2.5 の約6割を占めると言われる二次粒子の生成機構も未解明であり、人為起源の発生源からの影響度も未だ明確になっていない状況で項目の追加には時期尚早の感を拭えない。</p> <p>しかしながら、細目協定期間が5年間であること、国が発生源調査等 PM2.5 の現象解明を検討していることに加え千葉県も3カ年計画で発生源調査を実施することを踏まえ、今回の協定改定において項目追加することはやむを得ないと考え</p> <p>PM2.5 については、発生源が多岐にわたるため、その影響度を精緻に評価したうえで公平性をもって協定締結企業と対策について丁寧に協議すべきと考える。</p> <p>(第1回合同部会時意見)</p> <p>協定は臨海部企業と締結しているため、PM2.5 について発生源等が明確になった際には、臨海部企業以外のところにもきっちりと対策を打っていかないと効果は得られない。</p> <p>(PM2.5 に関する新設条文イメージについて)</p> <p>「……、甲が対策を求めた場合は、乙はこれに応じるものとする。」という文章は表現が強すぎるので「……、甲が対策を求めた場合は、乙は協議に応じるものとする。」と修文することを要望する。</p>	<p>基本方針（案）の記述について、船舶及び航空機も発生源として例示します。具体的には「PM2.5 の発生源は工場・自動車・船舶・航空機・自然由来など多岐にわたるものの、従来の固定発生源・移動発生源における粒子状物質対策は有効とされている。」という文案で対応します。</p> <p>PM2.5 の発生源は、自然由来も含め多岐にわたるため、成分分析等を進めることにより、それぞれの環境への寄与割合を把握し、効果的な対策を検討します。</p> <p>なお、協定締結企業に PM2.5 対策を求める場合には、県・市・企業間で協議するプロセスが必要であると考えています。</p> <p>委員の意見を踏まえながら「環境の保全に関する細目協定書」の条文等については、今後、協定締結企業と協議します。</p>

項目(該当箇所)	委員意見	対応
(2) 水質汚濁の防止 地盤沈下の防止	<p>地盤沈下防止に関わり、地下水採取量を超過した場合の手続きを条文に追加するという方針は、河川水と同じく地下水を公水として扱うための第一歩であり、高く評価できる。</p> <p>ただし、地下水を公水として扱うためには地下水を管理できるということが前提となり、これが大きな課題となる。</p> <p>しかし、当該東京湾湾岸地域は地質構造、地下水賦存に関する状況は蓄積されており、環境研究センターにおいて1970年代の地下水流動、地盤沈下シミュレーションに関する先進的な研究成果がある地域でもある。</p> <p>地下水盆管理に対する取組みの歴史、実績がある千葉県から、その先進的な事例を発信し、当該地域における適正な採取量の根拠を示すとともに、地下水を貴重な資源として“使うことより保全する”という方向も検討していただきたい。</p>	<p>現況において、依然として地盤沈下は見られており、一部の地域においては、1年間に2センチメートルを超える沈下も確認されています。</p> <p>また、地盤は、一度沈下すると回復が困難なことから現行の地下水揚水規制を維持していくことが重要であると考えています。</p> <p>なお、当該地域における地下水の適正な採取量等については研究してまいります。</p>
II その他	<p>(第1回合同部会意見)</p> <p>水の循環を公的なものとして捉えるという形になってきているので、県としても、地下水の利用ということを含め、大きな流域内でどのくらいのものが利用できるか、利用するのが望ましいか、そういう見地からシミュレーションを早い時期につくっておいた方がよい。</p> <p>水に関する行政には、2014年7月に施行された水循環基本法の理念を活かした取組みをしていただきたい。</p> <p>地球温暖化の影響が顕在化している現在、多様な水資源を状況に応じて選択できる状況を担保することが千葉県民の福利につながる。</p>	<p>水循環基本法については、現在、国において法に基づく基本計画の策定作業が進められていると聞いており、国の動向を踏まえつつ、対応を検討します。</p>